第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の22(特定内国法人等の資本金等の額の算定)、政令第20条の2の23(非課税事業をあわせて行う法人等の資本金等の額の算定)又は課税標準の特例(法附則第9条第1項、第4項から第9項まで又は第13項若しくは法附則第39条第1項)の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、法附則第9条第4項の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の欠損のてん補を行った法人)にあっては、資本の欠損のてん補を行った事実及び資本の欠損のてん補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同条第13項の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失のてん補に充てた法人)にあっては、剰余金を損失のてん補に充てた事実及び剰余金を損失のてん補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

各欄の記載のしかた

各欄の配載のしかた 欄	記載のしかた	671 左 東 15
		留意事項
1 従業者数を記載すべき欄	当該事業年度終了の日(法第72条の26第1項ただし書(仮決 算による中間申告)又は法第72条の48第2項ただし書(前事業	
*		
までの欄)	年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告) の規定による	
	申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の	
の「次十人体の短①」	前日)現在における従業者の数により記載します。	中国人族細母古来され
2 「資本金等の額①」	一次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載	
	します。	世で行う内国法人又は同法
	(1) 収入金額課税事業をあわせて行う内国法人 第6号様式別	
	表5の2の下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」	例(法附則第9条第1項、
		第4項又は第13項)の規定
	(2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例(法附則第9条	
	第1項、第4項又は第13項)の規定の適用を受ける法人 ⑰	1
0. 「中日人 極調 化 专类 以 村 の 专类	又は黴の欄の金額	す。)。
3「収入金額課税事業以外の事業		
に係る資本金等の額②」	り捨ててください。	
4「収入金額課税事業以外の事業	Lover delignors of a series of the series of	
に係る期末の従業者数③」	る国内の事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)及	
	び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
5 「期末の総従業者数④」	特定内国法人にあっては、国内の事務所等及び外国の事務所	!
o FRW b b Mar Var b A bit a star	等の従業者の合計数を記載します。	
6 「月数あん分後の資本金等の額		特定内国法人若しくは非
(5)	記載します。	課税事業をあわせて行う内
	(1) 特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人	国法人又はこれらの法人で、
	(2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例(法附則第9条	· ·
	第5項から第9項まで又は法附則第39条第1項)の規定の適	
	用を受ける法人	項まで又は法附則第39条第
		1 項)の規定の適用を受け
		る法人が記載します(以下
		12まで同じです。)。
7「外国の事業に係る控除額⑧」	(1) 第6号様式別表5の2の2⑤-5の2の2⑩及び第6号様	
	式別表5の2の2の⑩の各欄の金額がともに零を超える金額	
	であって、かつ、⑬の欄の割合が50%以上である法人又は法	
	第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値	
	額を計算する法人にあっては、⑦の欄の金額に第6号様式別	
	表5の2の2の⑩の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別	
	表5の2の2の⑤の欄の金額で除して計算した金額を記載し	
	ます。	
	(2) (1)以外の法人にあっては、⑦の欄の金額に第6号様式別表	
	5の2の2の⑪の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表	
	5の2の2の⑫の欄の人数で除して計算した金額を記載しま	
	j .	
	(3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨ててください。	
8「非課税事業に係る控除額⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
	り捨ててください。	

欄	記載のしかた	留意事項
9 「課税標準の特例に係る控除額	特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人であって、	
(I)	かつ、課税標準の特例(法附則第9条第5項から第9項まで又	
	は法附則第39条第1項)の規定の適用を受ける法人が、〇〇の欄	
	の金額を記載します。	
10「特定内国法人の付加価値額の	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨て	法第72条の19後段の規定
総額に占める国内の事業に帰	てください。	により外国の事業に帰属す
属する付加価値額の割合⑬」		る付加価値額を計算する内
·		国法人は記載する必要があ
	de at A det SEE et Verbralle à la la company de la Aden de la Company de la Aden de la Company de la	りません。
11「国内における非課税事業に係		
	課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。	
内における事務所又は事業所 の期末の従業者数®」		
12「資本金の額億」	 課税標準の特例(法附則第9条第1項)の規定の適用を受け	課税標準の特例(法附則
12 「東本並の領色」	る法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金	
	の額1 の3の欄の金額を記載します。	用を受ける法人が記載しま
	AS IN TO SEE MAN TO WAY THE WAY TO WA	す (13において同じです。)。
13「法附則第9条第1項に係る額	法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2	/ (((((((((((((
ெருப	を乗じて得た額を記載します。	
14「資本金等の額⑱」	課税標準の特例(法附則第9条第4項又は第13項)の規定の	課税標準の特例(法附則
	適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金等の	第9条第4項又は第13項)
	額又は連結個別資本金等の額2」の23の欄の金額を記載します。	の規定の適用を受ける法人
		が記載します(15において
		同じです。)。
15「法附則第9条第4項又は第13		
項に係る控除額⑲」	ぞれに定める金額を記載します。	,
	(1) 法附則第9条第4項の規定の適用を受ける法人 平成13年	
	4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の	
	減少による資本の欠損のてん補に充てた金額並びに資本準備 金による資本の欠損のてん補に充てた金額の合計額	
	(2) 同条第13項の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日	
	以後に、会社法第446条に規定する剰余金(同法第447条又は	
	第448条の規定により資本金の額又は資本進備金の額を減少	
	し、剰余金として計上したもので規則附則第3条第1項及び	
	第2項で定めるものに限る。)を同法第452条の規定により規	
	則附則第3条第3項で定める損失のてん補に充てた金額の合	
	計額	
16「月数あん分後の資本金等の額	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載	課税標準の特例(法附則
Ø J	します。	第9条第5項から第9項ま
	(1) 課税標準の特例(法附則第9条第5項から第9項まで又は	
	法附則第39条第1項)の規定の適用を受ける法人 第6号様	の規定の適用を受ける法人
	式別表5の2の⑬の欄の金額	が記載します(以下19まで
	(2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業を	同じです。)。
	あわせて行う内国法人 ⑨の欄の金額から⑩の欄の金額を控	
17 「部の神事をの神」をフォールの人も	除した金額	
17「課税標準の特例に係る控除割	課税標準の特例(法附則第9条第5項から第7項まで又は法	
合⑫]	附則第39条第1項)の規定の適用を受ける法人が、これらの項 に担定する光熱は人の名東常年度の答する第29第27年でより合	
	に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合 を記載します	
	を記載します。	

欄	記載のしかた	留意事項
18「未収金又は販売用土地の帳簿		
価額(3)	それに定める金額を記載します。	
	(1) 法附則第9条第8項の規定の適用を受ける法人 当該法人	
	の当該事業年度終了の時における建設事業未収入金の帳簿価	
	額	
	(2) 同条第9項の規定の適用を受ける法人 当該法人が当該事	
	業年度終了の時において所有する土地で、販売を目的とする	
	ものの帳簿価額	
19「総資産価額四」	課税標準の特例(法附則第9条第8項又は第9項)の規定の	
	適用を受ける法人が、政令附則第6条の2第2項の規定により	
	計算した金額を記載します。	
20「課税標準の特例に係る控除額	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切	
25 J	り捨ててください <u>.</u>	
21「月数あん分後の資本金等の額	第6号様式別表5の2の⑬の欄の金額を記載します。	外国法人が記載します(以
2 6 J	外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業	下23まで同じです。)。
	年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額に	
[·	より計算してください。	
22「外国の事業に係る控除額②」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数	
及び「非課税事業又は収入金	金額を切り捨ててください。	
額課税事業に係る控除額四」		
23「期末の総従業者数図」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載	
	します。	